

第5期伊達市地域福祉計画 概要版

計画期間

令和6(2024)年度から令和10(2028)年度

1. 基本的事項

1. 地域福祉計画の主旨と各計画との整合性

①地域福祉の必要性

私たちの地域社会を取り巻く状況は、これまで地域社会が果たしてきた助けあいや支えあいなどの機能が低下し、地域住民同士のつながりが希薄になってきているほか、地域福祉をめぐる課題は複雑化・深刻化していることから、その課題解決へ向けた「地域共生社会」の実現と包括的な支援体制の構築が重要になっています。

②地域福祉とは

市民の積極的な参加のもと、行政、自治会、社協、事業者、ボランティア、NPOなど地域の中で多様な主体が相互に協力しあい、全ての人々が地域社会の一員として、尊厳をもって地域で暮らしていけるように自らの地域の個性ある福祉をつくり上げることがを言います。

③各計画との関係

『第7次伊達市総合計画』を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、高齢者や障がい者、子ども・子育て世代など福祉分野において策定している個別計画の上位計画として位置づけています。

第5期計画では『市町村成年後見制度利用促進計画』と、『地方再犯防止推進計画』を包含し、成年後見や再犯防止に関する支援の取組について新たに盛り込んでいます。

2. 基本理念

やさしい心がかよいあう愛のあるまち

3. 基本目標

基本目標1	参加と交流による安全・安心な地域づくり
基本目標2	地域福祉の担い手づくり
基本目標3	多様なサービス提供の仕組みづくり
基本目標4	地域福祉ネットワークの体制づくり

4. 計画の内容

基本目標1 参加と交流による安全・安心な地域づくり

1. 市民の交流促進

子どもから高齢者まで幅広い市民が交流できる仕組みづくりや機会をつくるほか、障がいのある人の地域活動への参加を促し、共に協力しあうまちづくりを推進していきます。

2. 高齢者や障がいのある人の社会参加の促進

見守りや声かけによって高齢者や障がいのある人の孤立化を防ぎ、地域や住民がすぐに支援できる体制づくりを進めていきます。また、高齢者や障がいのある人の就業機会を確保し社会参加を促進します。

3. 安全で安心な環境づくり

市民の防災意識を高めるための支援を行うほか、ユニバーサルデザイン、地域の防犯や交通安全の取組、地域公共交通の維持、支援を必要とする人たちの住宅の確保などを進めていきます。

基本目標2 地域福祉の担い手づくり

1. 福祉意識の醸成

児童一人ひとりのニーズに応じた教育相談や支援を行っていきます。また、福祉に関する学習機会を通して福祉への知的関心と人権を尊重する心を育みます。

2. ボランティアなどの育成・支援

ボランティアセンターの設置により受付・斡旋や相談窓口を充実させ、やりがいのある活動機会を進めていくとともに、地域福祉の担い手を確保するための環境づくりに取り組みます。

基本目標3 多様なサービス提供の仕組みづくり

1. 情報提供の充実

様々なツールで誰でもわかりやすい福祉サービスの情報提供の充実に努めていきます。

2. 相談体制の充実強化

福祉に関する各種相談の支援体制を確立し、関係機関などと連携しながら一体的な支援を進めていきます。

3. 利用者主体のサービス

誰もが住み慣れた地域で尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進に努めます。また、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

基本目標4 地域福祉ネットワークの体制づくり

1. 地域のネットワーク化

福祉支援を必要とする様々な人たちへの適切な支援を提供していくため、社協やボランティア団体、民間事業者、地域などと連携・協力して地域で支えあうネットワークの構築を図ります。